ビューローベリタス関西 3 事務所(大阪、神戸三ノ宮、山陽姫路)をいつもご利用いただきありがとうございます。 最新情報をお知らせいたします。

## - INDEX -

## 【トピックス】

- 建築基準法の一部改正について
- ◆ 建築物の計画の変更に係る建築確認を要しない軽微な変更の見直し (BV MAGAZINE 10 AUG 202 2)
- ◆ CASBEE-ウェルネスオフィス: 求められる建物の健康経営(BV MAGAZINE 10 AUG 2022)
- ◆ 特定建築物定期検査 建物所有者等による報告書の確認ポイント (BV MAGAZINE 10 AUG 202 2)

## 【最新情報(法令·地域条例)】

<国交省関連>

◆ 建築士定期講習等における建築士法第10条の規定の取扱い及び受講の促進について

## <地域条例等>

- 滋賀県草津市/草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について
- ◆ 滋賀県近江八幡市/建築基準法第68条の2による制限がある場合の確認申請書記載について
- ◆ 京都府京都市/建築基準法に基づく定期報告の電子申請による受付について
- ◆ 大阪航空局/八尾空港周辺における航空法に定める高さの制限について
- ◆ 兵庫県/土砂災害特別警戒区域の解除について
- ◆ 関西以外の地域について

## ▼関西 3 事務所からヒトコト

◆ 関西営業担当 岡より

#### 【インフォメーション】

- ◆ コラム「防火区画の4つの種類とは?~区画方法や注意点~」
- ◆ 学校施設の非構造部材耐震点検について
- ◆ 建築設計事務所様からの定期報告(建築基準法 第12条)業務のご依頼を承ります
- ◆ 建物・設備の定期検査(インサービス検査事業本部)のご紹介
- ◆ 技術監査サービス(技術監査事業部)のご紹介

# トピックス

#### 建築基準法の一部改正について

2050 年カーボンニュートラル、2030 年度温室効果ガス 46%排出削減(2013 年度比)の実現に向けて、エネルギー消費量の約3割を占める建築物分野における省エネ対策の徹底と、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じて脱炭素社会の実現に寄与するなどの目的で、2022 年6月17日に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されました。この法律に含まれている建築基準法の一部改正について、その概要を紹介します。

→詳しくはこちら <a href="https://www.bvjc.com/news/news\_detail/220715.html">https://www.bvjc.com/news/news\_detail/220715.html</a>

## 建築物の計画の変更に係る建築確認を要しない軽微な変更の見直し(BV MAGAZINE 10 AUG 2022)

建築物の計画の軽微な変更の範囲が拡充されました。今回は令和 4 年 4 月 1 日施行の改正内容を紹介し、併せて 軽微な変更の考え方について整理します。

→続きを読む https://www.bureauveritas.jp/magazine/220810/005

## CASBEE-ウェルネスオフィス: 求められる建物の健康経営 (BV MAGAZINE 10 AUG 2022)

2019 年に建築系のファミリーとして開発された CASBEE-ウェルネスオフィスは、ESG 投資に注目が集まるなか、認証数を伸ばしています。建物の健康経営/健康不動産への取り組みを評価するツールとして今後の普及が期待されています。

→続きを読む https://www.bureauveritas.jp/magazine/220810/003

#### 特定建築物定期検査 建物所有者等による報告書の確認ポイント (BV MAGAZINE 10 AUG 2022)

特定建築物定期調査の対象となる建築物を所有・管理する方が特定建築物定期調査報告書を有意義に活用できるよう、報告書のフォームと、確認の際に注意するポイントをご紹介します。

→続きを読む https://www.bureauveritas.jp/magazine/220810/006

# 最新情報 (法令・地域条例)

#### 国交省関連

#### ●建築士定期講習等における建築士法第 10 条の規定の取扱い及び受講の促進について

感染拡大防止のために定期講習を受けることができない場合は、一級建築士および構造・設備設計一級建築士に係る 建築士法第10条の規定の取扱いを柔軟に行うとされておりましたが、「建築士定期講習等における建築士法第10条 の規定の取扱い及び受講の促進について(国住指第176号令和4年6月29日)」により、登録講習機関の取組 状況等が勘案されました。今後も引き続き、定期講習受講者等への感染拡大の防止と修了考査のオンライン化等を推 進し、適切な受講促進を図っていただきますようお願いいたします。

→続きはこちら https://www.bvjc.com/news/ordinance/mlit.html#m220823

#### 地域条例等

## ●滋賀県草津市/草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について

草津市ではこの度、「草津市版地域再生計画」の施策の柱の一つである生活利便性の向上と地域コミュニティの維持を 支えるため、地区計画制度と併せて建築物の制限に関する条例を制定されました。

条例改正時点での適用地区および制限内容は下記のとおりとなります。

1. 適用地区

下物町地区

北山田五条·山田地区

## 2. 制限内容

用途の制限、容積率の最高限度、建ペい率の最高限度 敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度

下記ウェブサイトよりご確認ください。

https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/sangyobusiness/kaihatsu/kenchiku/tikukeikakujyorei.html

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

草津市都市計画部建築政策課

電話:077-561-2378

#### ●滋賀県近江八幡市/建築基準法第68条の2による制限がある場合の確認申請書記載について

近江八幡市では、建築基準法第68条の2による制限がある場合の確認申請書記載欄については、次の通りの取り扱いとなります。ご確認の上ご注意ください。

#### 【7.敷地面積】

八欄→法第52条第1項および第2項の規定による建築物の容積率

二欄→法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率

へ欄→法第68条の2により制限を含んだ数

ト欄→法第68条の2により制限を含んだ数値

チ欄→へ欄およびト欄の数値の根拠

## 【18.備考】

「法第68条の2の制限あり」と記入

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

近江八幡市都市整備部建築課

電話:0748-36-5544

# ●京都府京都市/建築基準法に基づく定期報告の電子申請による受付について

京都市では、市民、事業者等の利便性の向上および行政事務の高度化・効率化を図るため、行政手続のオンライン化 を推進しています。建築基準法に基づく定期報告については、以下のとおりインターネットを利用した電子申請の受付が開始されますのでご確認ください。

# ■対象となる行政手続

- ・建築基準法第 12 条第 1 項の規定に基づく建築物の定期調査報告
- ・建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づく建築設備、防火設備の定期検査報告

#### ■受付を開始する日時

・令和4年9月1日木曜日午前0時から

## ■電子申請の方法

- ・「京都府・市町村共同電子申請システム」の専用ウェブサイトからアクセスしてください。メールでは受け付けしておりませんので、ご注意ください。
- ・専用の入力支援ファイルを使用して、報告書を作成してください。
- ・専用ウェブサイトへのアクセス、入力支援ファイルおよび報告の手順の説明については、公開予定日は令和 4 年 8 月 29 日です。

下記ウェブサイトよりご確認ください。

https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000302178.html

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課

電話:075-222-3613

# ●大阪航空局/八尾空港周辺における航空法に定める高さの制限について

八尾空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域を障害物がない状態にしておく必要があり、この表面から上に物件等は出てはいけないという高さ制限(進入表面・転移表面・水平表面)を設けています。(法律:航空法第49条)

対象区域内で建築物、植物その他物件の設置、植栽又は禁止されていますので事前にインターネット上(下記 URL)

の「八尾空港高さ制限回答システム」において、高さ制限を突出していないかご確認をお願いいたします。

「八尾空港高さ制限回答システム」

https://secure.kix-ap.ne.jp/yao-airport/

空港周辺における建物等設置の制限(制限表面)については下記ウェブサイトよりご確認ください。 https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/restriction.html

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

大阪航空局八尾空港事務所

電話:072-992-0031

## ●兵庫県/土砂災害特別警戒区域の解除について

兵庫県ではこの度、土砂災害特別警戒区域の指定の一部について解除されましたので下記リンクをご確認ください。

内容は以下になります。

名称/板屋谷 2 I

指定を解除する区域/赤穂郡上郡町中野

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類/土石流

下記ウェブサイトよりご確認ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/koho/documents/20220726t.pdf (県公報 2022 年 7 月 26 日第 331 号)

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

兵庫県土木部砂防課

電話:078-362-9267

#### 関西以外の地域について

# ●静岡県静岡市/建築確認事前チェックリストについて

静岡市では建築基準法関係規定等の照合や建築基準関係規定以外の法令に関する事前チェックを円滑に実施できるよう、「静岡市建築確認申請事前チェックリスト」および「静岡市地域地区等一覧表」を作成し、建築指導課の窓口やウェブサイトで公開しております。

令和 4 年度の機構改正等にあわせて、当該チェックリストおよび地域地区等一覧表の更新を行いました。

下記ウェブサイトよりご確認ください。

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\_004945\_00003.html

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

静岡市都市局建築部建築指課審査係

電話:054-221-1259

#### ●広島県/災害危険区域の指定について

災害危険区域が広島県建築基準法施行条例(昭和 47 年条例第 16 号)第 3 条の規定により指定されました。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島県建築課構造審査グループ 豊田

電話:082-513-4159

### ●広島県/土砂災害防止法に関する基礎調査結果について

土砂災害防止法に関する基礎調査結果がウェブサイトにて公開されました。

下記ウェブサイトよりご確認ください。

## http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。 広島県建築課構造審査グループ 豊田

電話:082-513-4159

#### ●広島県/土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域が解除および指定について

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域が解除および指定されました。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。 広島県建築課構造審査グループ 豊田

電話:082-513-4159

#### ●福岡県福岡市/福岡市建築基準法施行条例および福岡市建築基準法施行細則の改正について

令和 4 年 7 月 14 日建築基準法の改正(令和 4 年 5 月 31 日施行)等に伴い福岡市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を令和 4 年 6 月 23 日に、福岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を令和 4 年 7 月 14 日に公布・施行しました。

・福岡市建築基準法施行条例の一部を改正する条例(令和 4 年 6 月 23 日条例第 44 号) (主な改正点:福岡市公報第 6875 号参照)

https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/5643/1/6875.pdf?20220701181611

第36条(仮設興行場等に対する制限の緩和)の引用条項の項ずれ対応

福岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則(令和4年7月14日規則第87号)

(主な改正点:福岡市公報第6881号参照)

https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/5644/1/6881.pdf?20220726162819

上記引用条項の項ずれ対応のほか、これまでの法改正に対応した所要の改正および押印廃止等による別記様式の改正

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

福岡県福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課指導係 坂本

電話:092-711-4575 FAX:092-733-5584 E-mail: sakamoto.d03@city.fukuoka.lg.jp

# 関西 3 事務所からヒトコト

## 関西営業担当 岡より

先日は兵庫、大阪、京都、奈良へ行きましたが、どこに行ってもとにかく暑い! 少しの外出でも滝のように汗が出て、熱中症になりそうですよね。

そんな猛暑対策のひとつとして、ビューローベリタスの公式ウェブサイトからご利用いただける「電子申請、オンライン事前相談、メール事前相談」がおススメです!

今年の暑い夏は、便利な「e-process」をご活用ください!

https://www.bvjc.com/ctc-info-service/e-process/

連日の猛暑で体調を崩しやすい時期ですので、皆様もどうぞご自愛ください。

建築確認営業部 関西営業担当 岡 佳宏

## コラム「防火区画の4つの種類とは?~区画方法や注意点~」

防火区画は、建築物内の火災による被害を最小限に抑えるため、特定の要件を満たす建築物に対して、建築基準法により設置が義務付けられています。この記事では、防火区画の概要と設置基準、設置の注意点を解説します。

→続きはこちら https://www.buil-repo.com/column/220804.html

#### 学校施設の非構造部材耐震点検について

非構造部材の耐震対策を一層推進するために、平成 27(2015)年 3 月に、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)が発行されています。

これまでの非構造部材耐震点検の取り組みと、研究結果や大震災以降の告示を踏まえ、地震時に非構造部材による被害が生じないよう、錆やひび割れなどの劣化状況や部材の取付工法の確認を行い、危険性を把握し、予防的対策に結び付けることが目的です。

→詳しくはこちら <a href="https://www.buil-repo.com/school/">https://www.buil-repo.com/school/</a>

## 建築設計事務所様からの定期報告(建築基準法 第12条)業務のご依頼を承ります

- ✓ 建物オーナー等の発注者から依頼を受けても忙しくてお断りしている。
- ✓ 手に負えない規模や、遠方エリア案件がある。
- ✔ 人員不足の中、外注化して定期報告ビジネスを拡大したい
- ✔ 外壁打診調査など関連サービス※1 のみを外注化したい
- →詳しくはこちら https://www.buil-repo.com/outsource/

## 建物・設備の定期検査(インサービス検査事業本部)のご紹介

ビューローベリタスでは2011年に建物の定期検査サービスをスタートし、

現在は年間 8,500 件(建築基準法 第 12 条 定期報告 7,800 件を含む、業界 No.1 実績\*) の検査を実施しております。 \* 2020 年の年間検査実績/当社調べ

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安管理業務も行っております。

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら https://www.buil-repo.com/

## 技術監査サービス(技術監査事業部)のご紹介

技術監査事業部では、建物の環境や快適性を評価認証する、CASBEE 評価認証、LEED 認証適合性検証、WELL 認証適合性検証、また、遵法性調査、法適合状況調査、テクニカル・デューデリジェンス®、品質監査(QATA)などを 行っています。

→技術監査サービスについての詳細はこちら https://kansa.bvjc.com/

※※Newsmail の情報・リンク先等は 2022 年 8 月 23 日現在の情報です。※※ ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

# お問い合わせ

# ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部

大阪事務所TEL:06-6258-8231FAX:06-6241-3075神戸三ノ宮事務所TEL:078-334-7252FAX:078-334-7253山陽姫路事務所TEL:079-287-3334FAX:079-287-3335

MAIL: <a href="mailto:ctcbca.osa@bureauveritas.com">ctcbca.osa@bureauveritas.com</a>

Bureau Veritas Japan Portal | 建築確認

(C) 2022 Bureau Veritas Japan